

あなたを活かせる会社でありたい。



大平原也

聖奈



いざ、という時

JAPAN SELF-DEFENSE FORCE RESERVE



即応予備自衛官・予備自衛官制度ウェブサイト

<http://www.mod.go.jp/gsdf/reserve/>

予備自衛官

検索

スマートフォンで
いますぐアクセス



<https://www.facebook.com/jgsdf.reserve/>

●2019年4月1日刊行 発行:防衛省陸上幕僚監部人事教育部人事教育計画課予備自衛官室

あなたを守れる自分でありたい。



大平原也

聖奈



いざ、という時

JAPAN SELF-DEFENSE FORCE RESERVE

予備自衛官等制度

はじめに

わが国の予備自衛官制度は、1954年(昭和29年)7月1日に

陸上自衛隊発足と共に創設

(海上自衛隊は昭和45年、航空自衛隊は昭和61年にそれぞれ制度導入)され、
2014年(平成26年)に60周年を迎えました。その間、1997年度(平成9年度)には

即応予備自衛官制度、2001年度(平成13年度)には

予備自衛官補制度(海上自衛隊についても平成28年度に制度導入)

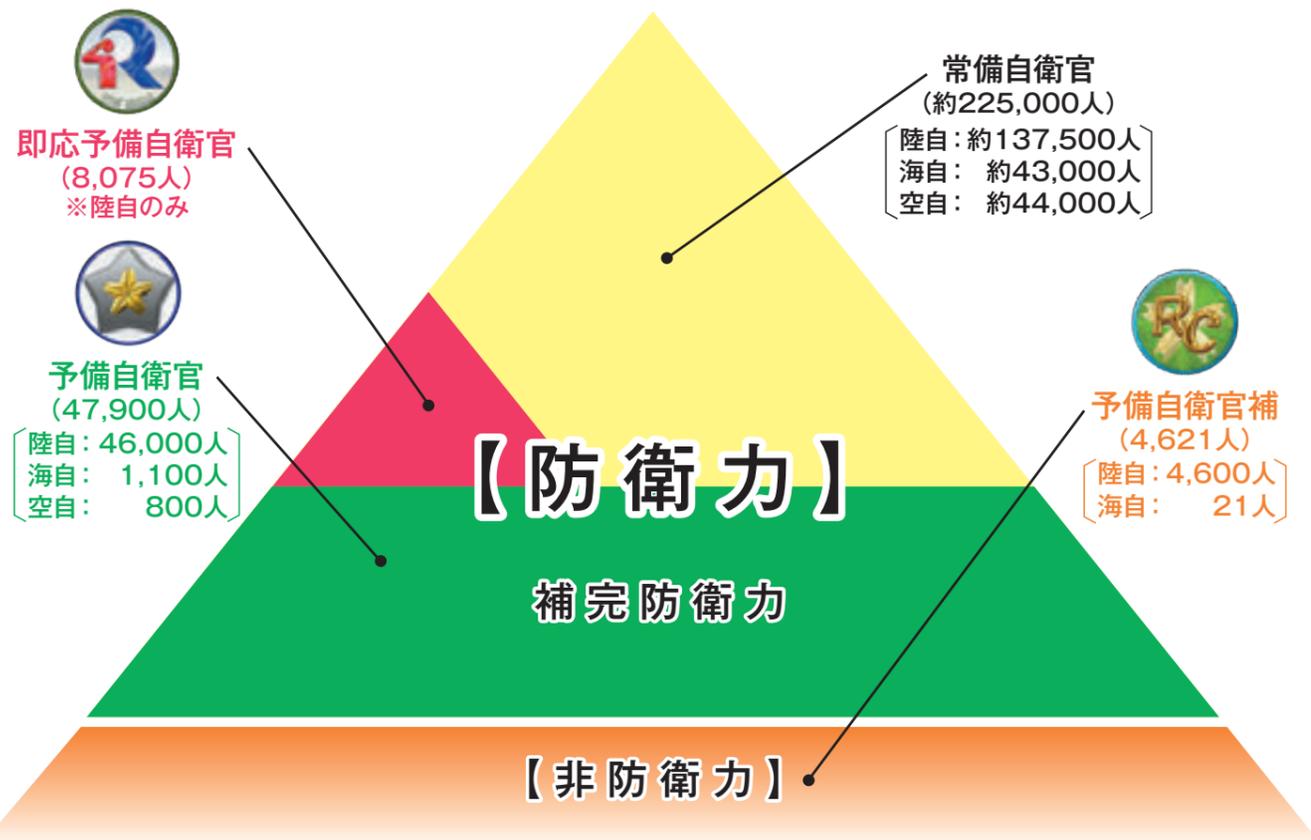
(以下3つの制度を総称して「予備自衛官等制度」と呼びます。)が導入され、

皆様の深いご理解・ご協力をいただきながら、発展してきました。

将来を見据え、予備自衛官等制度の改善を図り、

国民の皆様の期待と信頼に応えて参ります。

防衛力上の位置付け



わが国を防衛するための予備自衛官等制度

国家の緊急事態に当たっては、大きな防衛力が必要です。しかし、その防衛力を日頃から保持することは効率的ではありません。このため、普段は、必要最小限の防衛力に対応し、いざという時に急速に集める事ができる予備の防衛力が必要となります。多くの国でも、いざという時に急速に戦力を増強するシステムを取り入れています。わが国においては、これに相当するものとして、予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補の3制度を設けています。

	予備自衛官	即応予備自衛官	予備自衛官補
導入年度	昭和29年度	平成9年度	平成13年度
有事の際の役割	第一線部隊が出動した時に、駐屯地の警備や後方支援等の任務に就きます。	第一線部隊等の一員として、現職自衛官とともに任務に就きます。	
招集区分	<ul style="list-style-type: none"> ●防衛招集 ●国民保護等招集 ●災害招集 ●訓練招集 	<ul style="list-style-type: none"> ●防衛招集 ●国民保護等招集 ●治安招集 ●災害等招集 ●訓練招集 	<ul style="list-style-type: none"> ●教育訓練招集
平時における(教育)訓練日数	・3日間+2日間/年 または5日間/年 <small>※方面総監が特に必要と認める場合、6日間以上の訓練に参加可能</small>	・30日(2日間~4日間程度の訓練を複数回)/年	・予備自衛官補(一般)50日間/3年以内 ・予備自衛官補(技能)10日間/2年以内 <small>※1回5日間</small>
員数	47,900人 [陸自: 46,000人 海自: 1,100人 空自: 800人]	8,075人 (陸自のみ)	4,621人 [陸自: 4,600人 海自: 21人]
処遇等	<ul style="list-style-type: none"> ●予備自衛官手当 4,000円/月 ●訓練招集手当 8,100円/日 	<ul style="list-style-type: none"> ●即応予備自衛官手当 16,000円/月 ●訓練招集手当 14,200円~10,400円/日 ●勤続報奨金 120,000円/1任期(3年) 	<ul style="list-style-type: none"> ●教育訓練招集手当 7,900円/日
雇用企業給付金		42,500円/月・人 (年額: 510,000円)	
任用(採用)までの流れ	元自衛官 予備自衛官補 ↓選考 ↓教育訓練 予備自衛官	元自衛官 ★予備自衛官 ↓選考 ↓選考 即応予備自衛官	主として自衛官未経験者 ↓志願試験 予備自衛官補

★予備自衛官:元自衛官(勤務期間1年以上の者)及び予備自衛官補(一般)を修了し予備自衛官に任用された者

予備自衛官制度

About SDF Reserve



1 予備自衛官とは

防衛招集命令、国民保護等招集命令及び災害招集命令を受けて自衛官となり、第一線の部隊が出勤した後の駐屯地の警備、後方支援、第一線部隊の補充等、避難住民の救護・誘導等、災害救助活動の任務にあたります。

普段は…



民間人としてそれぞれの職業に従事し、企業などの一員として勤務しつつ、年間5日間の訓練に参加します。

いざという時は…



自衛官としてわが国の防衛等に貢献します。また災害招集等で地域社会に貢献します。

災害招集
国民保護等招集
防衛招集

2 予備自衛官の処遇

手当総額 **88,500円** / 年

予備自衛官手当

月額：**4,000円**

2、5、8、11月の3ヶ月毎に支給されます。ただし、正当な理由のない訓練不出頭の場合、手当の支給は停止されます。

訓練招集手当

日額：**8,100円**

年間5日間訓練に出頭すると**40,500円**支給されます。

※手当は課税対象になります。

招集旅費・被服及び食事

招集中に必要な被服が貸与され、訓練出頭のための往復旅費及び食事が支給されます。

災害補償

公務に起因する負傷、疾病、障害又は死亡の場合の災害補償は、自衛官と同様に実施されます。

3 予備自衛官の応募資格等

応募資格	対象者	<ul style="list-style-type: none"> ●自衛官として1年以上勤務した者(自衛官候補生の期間を含む)で、採用時にそれぞれの階級に応ずる年齢未満の者(海上自衛官、航空自衛官からでも陸上予備自衛官へ志願可能) ●職種により一部の自衛官は、採用年齢が異なります。(音楽科、警務科等) 													
	退職時階級	1佐	2佐	3佐	1尉	2尉	3尉	准尉	曹長	1曹	2曹	3曹	士長	1士	2士
	採用時の年齢	58歳未満	57歳未満		56歳未満					55歳未満					
採用	<ul style="list-style-type: none"> ●本人の志願に基づき、選考により採用します。 ●採用時に階級、職種、特技及び訓練招集部隊が指定されます。 ●採用者には、採用決定次第、本人に採用通知(辞令書の交付)をします。 														
身分	非常勤の自衛官(非常勤の特別職国家公務員)です。														
任用期間	1任期:3年(継続任用も可能です) 上限年齢:最終継続任用は満61歳まで														

4 日程調整の一例

年間複数回設定された訓練から、勤務の状況等により都合の良い時期を選んで出頭することが可能です。

➤ 雇用企業等



招集予定時期等の情報提供
 訓練招集出頭協力要請
※予備自衛官などの依頼を受け、必要に応じて要請

➤ 自衛隊地方協力本部



➤ 予備自衛官



➤ 訓練招集部隊



5 5日間訓練の一例

1日目	2日目	3日目	4日目	5日目
出頭 被服等交付 着隊式 健康診断等	野外衛生 体育訓練 基本教練等	武器訓練 射撃予習 射撃検定	特技に応じた 職務訓練	精神教育 防衛講話 制度教育 表彰、離隊式
				
●被服等交付	●体育訓練	●射撃予習	●警備訓練	●精神教育
				
●着隊式	●基本教練	●射撃検定	●救急法	●永年勤続者表彰

予備自衛官の訓練日程のポイント

- 訓練は5日間連続で出頭することが望ましいですが、仕事の都合等やむを得ない場合は、2回に分割して出頭することが可能です。
- 訓練は主として土、日曜日を含む日程で設定されます。

6 1日間訓練

自衛隊を退職して1年未満で採用された場合は、初年度出頭は各地方協力本部等で実施する『1日間訓練』のみです。仕事や職場環境に慣れる時間を十分に取り、次年度以降の『5日間訓練』出頭に向けて準備できます。



● 服務指導

7 特別な招集訓練

従来の5日間訓練のほか、特別な招集訓練の枠組みを導入しており、日米共同方面隊指揮所演習や方面隊実動演習等への参加が可能となっています。



● 日米共同方面隊指揮所演習

8 予備自衛官の声

About SDF Reserve



「いざという時は国民から必要とされる予備自衛官を目指したい」

神奈川県協力本部
予備2等陸曹

板井 亮輔

私は予備自衛官補(技能)から予備自衛官へと任官し、今に至るまでの約13年間、勤務させて頂いております。予備自衛官に志願した理由は、会社に入った頃、“何かボランティア活動のような事をしたいな”と考えていた時に新潟中越地震が起き、自衛隊員の皆さんが次々に出動し、災害派遣活動をしている姿を報道等で目の当たりにした時、自分も何か貢献したいという思いが強くなり、志願しました。

招集訓練では、AEDを使用した応急救護訓練や、災害時を想定した設営、武器を使った訓練など様々な技術を習得する必要があります。

任官当初はそのほとんどの訓練メニューが初めてでしたので、しっかり完遂できるか不安がありましたが、献身的で時には厳しい常備自衛官の皆さんによる熱い指導により、少しずつ習得する事が出来ていき、今では僅かながら自信がつかってきました。

最近では、度重なる震災等の災害時に予備自衛官が招集され、広く国民に予備自衛官制度の存在の重要性が認められていると思うと更なる練度UPを図る必要があり、予備自衛官としての責任を感じます。

今後も招集訓練を通じて、多種多様な技術を習得し、いざという時は国民から必要とされる予備自衛官を目指したいと思います。

9 予備自衛官雇用企業主様の声

About SDF Reserve

「予備自衛官を採用して」

株式会社トヨタレンタリース山形
代表取締役社長

鈴木 政康 様



弊社は、山形県内に本社及び16店舗を有する社員約120名の地場企業です。レンタカー・カーリース事業を通して、ビジネスや観光等での人の移動をサポートし、地域貢献を果たしております。現在は、12名の退職自衛官が在職し、内9名が予備自衛官として頑張っております。訓練招集に関しては、事前に勤務シフト等を互いに相談しながら進めさせて頂いております。

人員確保が困難な昨今において、退職自衛官は安全面での意識が非常に高く、また、優れた車両運転技術を有しており、常に規律ある行動で真面目に勤務していただき、誠に感謝しております。

今後も弊社は退職自衛官の採用についてはご縁がある限りお願いしていくとともに予備自衛官制度へご協力して参りたいと考えております。

末筆ではございますが、自衛隊の皆様のご活躍とご健勝を心からご祈念申し上げます。



海上自衛隊の予備自衛官制度

1 招集訓練風景



●受付



●着隊式



●射撃訓練



●体力測定



●表彰式



●離隊

2 実効性確保のための取組み

事前配置指定

予備自衛官への採用時、現役時代の特技等を考慮したうえで、災害招集時等の配置をあらかじめ指定しています。

配置訓練

事前配置指定に基づいて、招集訓練時に配置ごとの個別訓練を実施することで、災害招集時等の実効性向上を図っています。



●配置訓練(衛生員)



●配置訓練(船舶運航員)



●配置訓練(警備員)



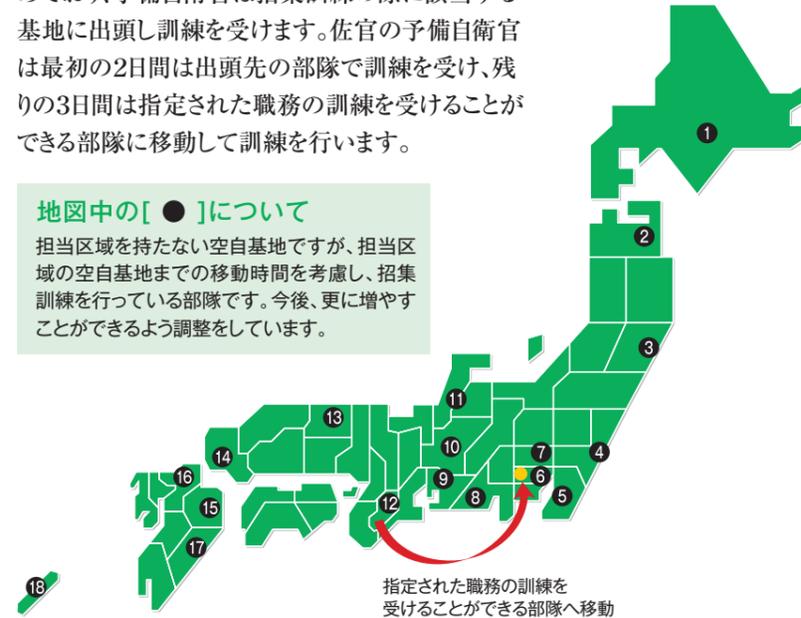
航空自衛隊の予備自衛官制度

1 空自の訓練招集部隊等

航空自衛隊では都道府県ごとに担当する基地を決めており、予備自衛官は招集訓練の際に該当する基地に出頭し訓練を受けます。佐官の予備自衛官は最初の2日間は出頭先の部隊で訓練を受け、残りの3日間は指定された職務の訓練を受けることができる部隊に移動して訓練を行います。

地図中の[●]について

担当区域を持たない空自基地ですが、担当区域の空自基地までの移動時間を考慮し、招集訓練を行っている部隊です。今後、更に増やすことができるよう調整をしています。



指定された職務の訓練を受けることができる部隊へ移動

NO	空自基地	担当区域
①	千歳	北海道
②	三沢	青森県、岩手県、秋田県
③	松島	宮城県、山形県、福島県
④	百里	茨城県、栃木県
⑤	木更津	千葉県
⑥	府中	東京都、神奈川県
⑦	入間	群馬県、埼玉県
⑧	浜松	山梨県、長野県、静岡県
⑨	小牧	愛知県、三重県、滋賀県
⑩	岐阜	岐阜県
⑪	小松	新潟県、富山県、石川県、福井県
⑫	奈良	京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
⑬	美保	鳥取県、島根県、岡山県、広島県
⑭	防府北	山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
⑮	築城	大分県
⑯	春日	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県
⑰	新田原	宮崎県、鹿児島県
⑱	那覇	沖縄県

2 予備自衛官雇用企業主様の招へい

予備自衛官の招集訓練に合わせて、年に数回、雇用主様を招へいし、訓練風景を視察いただいています。

雇用主様からは「規律や安心安全への考えがしっかりしており、組織として学ぶべきところが多い。」等とお言葉をいただいています。



3 訓練招集の風景

訓練招集に応じた予備自衛官は、武器の分解結合訓練や消火訓練等を行います。

予備自衛官は、基地警備・車両輸送・給養等の基地機能の維持に従事する他、看護師や薬剤師の資格を保有している場合は、その知識を生かした業務に従事します。



即応予備自衛官制度

About SDF Ready Reserve



1 即応予備自衛官とは

防衛力の基本的な枠組みの一部として、防衛招集命令、国民保護等招集命令、治安招集命令及び災害等招集命令を受けて自衛官となり、あらかじめ指定された部隊において、常備自衛官と同様の任務にあたります。

普段は…



民間人としてそれぞれの職業に従事し、企業などの一員として勤務しつつ、年間30日間の訓練に参加します。

いざという時は…



速やかに出頭し、自衛官としてわが国の防衛等に貢献します。また災害救援等で地域社会に貢献します。

災害等招集
治安招集
国民保護等招集
防衛招集

2 即応予備自衛官の処遇

手当総額 約50万～60万／年

即応予備自衛官手当

月額: **16,000円**

2、5、8、11月の3ヶ月毎に支給。
ただし正当な理由のない訓練不出頭の場合、
手当の支給は停止されます。

勤続報奨金

1任期: **120,000円**

1任期(3年)を良好な成績で勤務すると、勤続報奨金として
120,000円が支給されます。

訓練招集手当

階級	日当	階級	日当
2等陸尉	14,200円	2等陸曹	12,600円
3等陸尉	13,700円	3等陸曹	11,300円
准陸尉、陸曹長及び1等陸曹	13,200円	陸士長及び1等陸士	10,400円

※手当は課税対象になります。

招集旅費、被服及び食事

招集中に必要な被服が貸与され、訓練出頭のための往復旅費及び食事が支給されます。

災害補償

公務に起因する負傷、疾病、障害又は死亡の場合の災害補償は、自衛官と同様に実施されます。

3 即応予備自衛官の応募資格等

応募資格	対象者	自衛官としての勤務期間が1年以上の者(自衛官候補生の期間を含む。)で退職後1年未満の元陸上自衛官又は陸上自衛隊の予備自衛官で採用されている者。かつ、採用時にそれぞれの階級に応ずる年齢未満の者 ※予備自衛官補(一般)から予備自衛官に任用された者で所定の教育訓練により基本特技を修得した者を含む。								
	退職時階級	2尉	3尉	准尉	曹長	1曹	2曹	3曹	士長	1士
	採用時の年齢	51歳未満					50歳未満			
採用		<ul style="list-style-type: none"> ● 本人の志願に基づき、選考により採用します。 ● 採用時に階級、職種、特技及び自衛官となって勤務する部隊が指定されます。 ● 採用者には、採用決定次第、本人に採用通知(辞令書の交付)をします。 								
身分		非常勤の自衛隊員(非常勤の特別職国家公務員)です。								
任用期間		1任期:3年(継続任用も可能です。) 上限年齢:最終継続任用は、2尉～1曹 51歳未満、2曹～1士 50歳未満								

4 訓練日程等の調整要領

➤ 雇用企業等



招集予定時期等の
情報提供
←→
制度広報、
給付金支給手続等

➤ 自衛隊地方協力本部



↑↓ 出頭状況確認

↑↓ 訓練出頭の調整
休暇申請・許可

↑ 訓練招集に応じることが
できない場合の
申し出書等

➤ 即応予備自衛官



←→ 訓練出頭可能時期の調整

←→ 訓練招集命令書の交付

→ 指定日時に出席

➤ 指定部隊



即応予備自衛官の訓練日程調整等のポイント

- 年度及び3ヶ月毎の訓練計画を早期に通知し、事前に調整します。
- 企業等の勤務態勢や急な業務の都合に、できる限り対応しています。

5 招集訓練の一例

—— 個人としての訓練(各個訓練) ——

Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
精神教育 特殊武器防護等 2日間	格闘訓練 小火器射撃 体力検定等 2日間×3回	特技訓練等 2日間×4回








—— 部隊としての訓練(部隊訓練) ——

Dタイプ	Eタイプ	Fタイプ
班レベルの 部隊訓練 4日間×1回	小隊レベルの 部隊訓練 3日間×2回	中隊レベルの 部隊訓練 4日間×1回








即応予備自衛官の招集訓練のポイント

- 訓練は主として土、日曜日を中心に設定されます。
- 複数の訓練パターンから選択できます。

6 即応予備自衛官の声

About SDF Ready Reserve



村上 正浩

「人の役に立ちたい」

北部方面混成団
第52普通科連隊重迫撃砲中隊
即応予備1等陸曹

平成30年9月6日、北海道胆振東部を震源として震度7の地震が発生、即応予備自衛官に災害招集がかかると連絡がきました。「災害派遣で人の役に立ちたい。」これは、私が即応予備自衛官を続けてきた理由です。

社長に「東日本大震災での災害派遣活動を通じ、被災者の役に立てたと実感できた。ノウハウもある。ぜひ今回も行かせて欲しい。」と相談したところ「仕事は大丈夫。可能な限り行ってきて。」と快く言っていただき、9月8日、迷いなく出頭地である東千歳駐屯地に向かいました。

無事任務を終了し、やはり行って良かった。人の役に立てて良かった。と改めて実感することができました。これも社長はじめ職場の皆さんのおかげだと感謝しています。

即応予備自衛官になるにあたり、仕事との両立、意欲を持ち続けることが大変と感ずることもありましたが、今は「やりがい」と「充実感」を持って続けてこられて良かったと心から思っています。

志願を考えている皆さん、ぜひ「やりがい」と「充実感」を味わうためにもチャレンジしてみてもはどうでしょうか。

7 即応予備自衛官雇用企業様の声

About SDF Ready Reserve

「企業としての社会貢献を果たす」

日動警備埼玉株式会社
代表取締役社長

宮崎 純和 様

弊社は、平成23年の設立以来、埼玉県内において交通誘導警備(2号警備)を主軸とした警備業を行っています。自衛隊との関係は設立準備の時期から始まっており、陸上自衛隊で就職援護を経験した齋藤勇二氏を教育課長として迎え、人材募集に警備員教育にと頑張ってもらっています。

現在、弊社には即応予備自衛官2名と予備自衛官2名が、業務と両立する形で招集訓練に励んでいます。彼らは皆、勤勉で礼儀を身に付けており、会社全体に良い雰囲気を作ってくれています。そのため、社員皆が訓練への参加を応援する環境ができています。

平成30年7月豪雨災害、更に北海道胆振東部地震では、即応予備自衛官が災害等招集され、被災地の復旧に活躍したと聞きました。

これからも弊社は、退職自衛官を多く雇用し、積極的に即応予備自衛官や予備自衛官に志願してもらい、国の有事に備えて社会貢献を果たしてゆく所存です。

8 即応予備自衛官雇用企業給付金

即応予備自衛官を雇用する企業等の負担等に報いるとともに、即応予備自衛官として安心して訓練及び災害等招集に出頭できる環境を整えていただくため、即応予備自衛官雇用企業給付金制度を設けております。



- ※1 即応予備自衛官を雇用する法人その他の団体及び自家自営業主(国・地方公共団体及び公共法人は除きます)
●即応予備自衛官本人が自家自営業主の場合は、支給対象となりません。
- ※2 1. 即応予備自衛官との間に次のいずれにも該当する雇用関係を有していること。
●1週間の所定労働時間が30時間以上であること ●1年以上引き続き雇用されることが見込まれること
2. 即応予備自衛官が訓練招集及び災害等招集に応じる期間を特別休暇、勤務免除扱いとする等の措置を講ずることによって、人事考課上等不利益な取扱をしないこと。
3. 即応予備自衛官を雇用する企業等内において、即応予備自衛官制度等の周知に努めていただくこと。
4. 雇用企業として、支給要件を満たさなくなった場合には支給されません。
5. 申請を受けた月から、支払金額が発生します。
- ※3 1. 支給要件を確認するため、申請時において所要の書類を提出していただきます。
●雇用保険被保険者証の写し又は雇用契約書、雇入れ通知書、就業規則、賃金台帳等 ●休暇措置等を確認し得る書類又はその写し
2. 地方協力本部担当者が、支給要件の確認をさせていただきます。
- ※4 即応予備自衛官が所属する部隊



予備自衛官補制度

About SDF Reserve Candidate



1 予備自衛官補とは

予備自衛官補制度とは、主として自衛官未経験者を予備自衛官補(一般・技能)として採用し、所定の教育訓練を経た後、予備自衛官として任用する制度です。

予備自衛官補制度のポイント

- 予備自衛官補の期間中は、教育訓練招集に応じる義務のみを有します。防衛招集や災害招集などに応じる義務はありません。
- 一般(駐屯地の警備や後方支援等の任務を実施する予備自衛官になるコース)と技能(医療従事者、語学要員等の予備自衛官になるコース)があります。
- 教育訓練のすべてを修了すると、予備自衛官に任用され、階級(一般:2等陸士、技能:2等陸佐~3等陸曹)が指定されます。

2 予備自衛官補から予備自衛官へ

予備自衛官補になるには



志願票提出後、各地で実施される採用試験を受験します。

予備自衛官補に採用されると...



一般は3年以内に50日、技能は2年以内に10日間の教育訓練に参加し、必要な知識・技能を修得します。

教育訓練を修了すると...



予備自衛官として、年間5日間の招集訓練に参加する他、いざという時は自衛官として国防等の任務に就きます。

3 予備自衛官補の処遇

教育訓練招集手当

日額: **7,900円**

教育訓練に応じると手当が支給されます。

支給総額

一般... **395,000円** / 3年

技能... **79,000円** / 2年

※手当は課税対象になります。

招集旅費・被服及び食事

招集中に必要な被服が貸与され、訓練出頭のための往復旅費及び食事が支給されます。

災害補償

公務に起因する負傷、疾病、障害又は死亡の場合の災害補償は、自衛官と同様に実施されます。

4 予備自衛官補の採用資格等

予備自衛官補の採用資格等

一般	18歳以上34歳未満
技能	18歳以上で、保有する技能に応じ53~55歳未満

採用予定の技能資格

技能区分	技能の資格
衛生	医師、薬剤師、臨床心理士、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、看護師、救急救命士(准看護師の資格を併せて保有する者)、栄養士、准看護師、歯科技工士、歯科医師
語学	英語、ロシア語、中国語、韓国語、アラビア語、フランス語、ポルトガル語、スペイン語
整備	1級大型又は小型自動車整備士、1級又は2級二輪自動車整備士、2級ガソリン自動車整備士、2級ジーゼル自動車整備士
情報処理	システムアナリスト、プロジェクトマネージャー、テクニカルエンジニア等
通信	総合無線通信士、陸上無線技術士、第1種工事担任者等
電気	第1種、第2種又は第3種電気主任技術者
建設	1級又は2級建築士、測量士、測量士補、1級又は2級建設機械施工技士、木造建築士、1級又は2級建築施工管理技士、1級又は2級土木施工管理技士、1級又は2級管工事施工管理技士
放射線管理	第1種又は第2種放射線取扱主任者
法務	弁護士、司法書士
海上自衛隊予備自衛官補(技能)	1級海技士(航海)、1級海技士(機関)、2級海技士(航海)、2級海技士(機関)、3級海技士(航海)、3級海技士(機関)、4級海技士(航海)、4級海技士(機関)、5級海技士(航海)、5級海技士(機関)

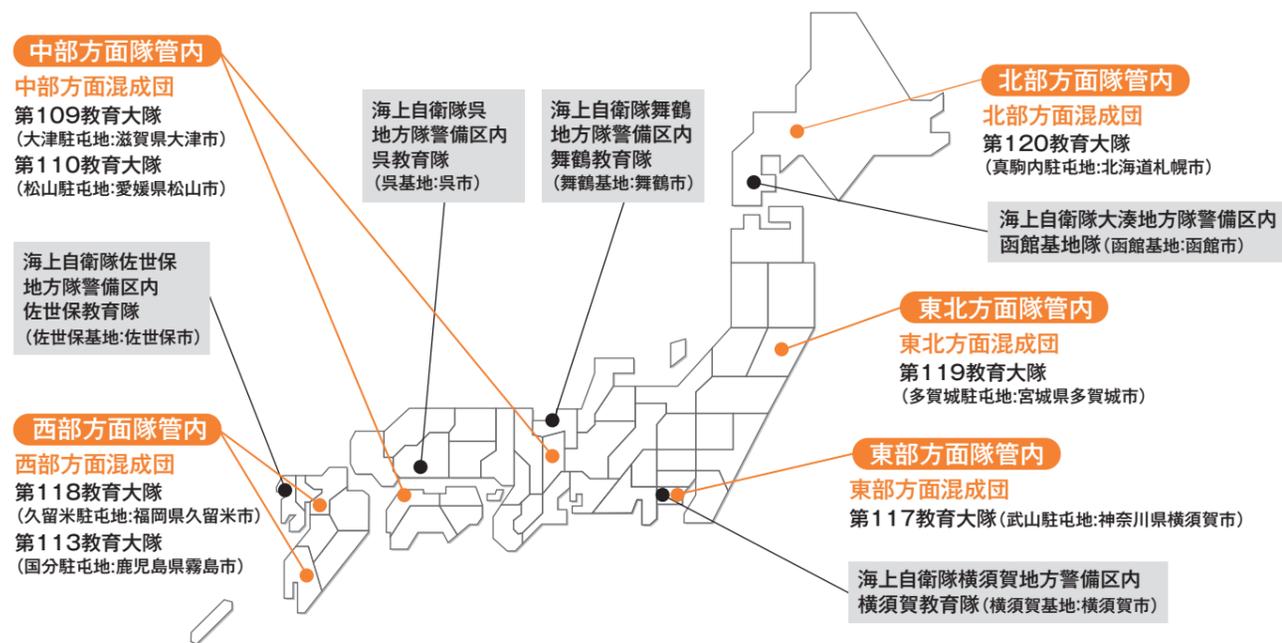
試験種目

一般	筆記試験(教養試験、作文)、口述試験、適性検査及び身体検査
技能	筆記試験(小論文)、口述試験、適性検査及び身体検査

試験会場

一般	都道府県ごと1か所以上で実施します。	
技能	陸上	北海道札幌市、宮城県仙台市、東京都練馬区、兵庫県伊丹市、熊本県熊本市などで実施します。
	海上	大湊、横須賀、舞鶴、呉、佐世保の各地方隊警備区内で実施します。

5 教育訓練場所及び教育訓練招集部隊



6 教育訓練の一例

■ 予備自衛官補(一般)3年以内に50日(A~Jタイプ)の教育訓練を実施

段階	第1段階 (5日間×4回)				第2段階 (5日間×4回)				第3段階 (5日間×2回)	
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
タイプ										
科目	精神教育・サービス・体育									
	基本教練		戦闘訓練		野戦築城		戦闘訓練		武器訓練及び射撃	戦闘訓練
			格闘	野外勤務	通信		野外勤務		実弾射撃	
					特殊武器防護					
					野戦衛生及び救急法					

注: 第1段階での「C、D」及び第2段階での「E~H」は順番に関係なく履修できます。

■ 予備自衛官補(技能)2年以内に10日(技1、技2)の教育訓練を実施

段階	第1段階 (5日間×1回)	第2段階 (5日間×1回)
	技1	技2
タイプ		
科目	精神教育・サービス・体育	
	基本教練	
	野外勤務	武器訓練及び射撃
		実弾射撃
		職務訓練
	特殊武器防護・野外衛生等	

7 教育訓練等風景

教育部隊のある駐屯地に起居し、各回5日間連続して教育訓練に参加することになります。



● 辞令書交付式



● 基本教練



● 体育訓練



● 催涙剤体験



● 射撃予習



● 戦闘訓練



● 行進訓練



● 歩哨訓練

企業の皆様方へ

To companies



1 お願い

予備自衛官等制度を円滑に運営するためには、企業等の皆様のご理解とご協力が不可欠です。国家防衛のために、あるいは地域社会のために、予備自衛官等が安心して招集(教育)訓練に出頭できるようご配慮の程よろしく申し上げます。

具体的には…

- 予備自衛官等が休暇等で招集(教育)訓練に出頭できるよう、ご配慮下さい。
- 予備自衛官等が心おきなく招集訓練等に出頭できるよう、留守間の業務調整にご配慮下さい。

2 予備自衛官等を雇用するメリット

1. 国を守ることへの貢献 我が国の防衛に貢献できる
2. 地域社会への貢献 災害派遣に参加させることにより、地域社会へ貢献
3. 企業のイメージアップ 自衛官らしく颯爽とした動きは、企業のイメージアップ
4. 職場の活性化 予備自衛官の存在は、職場の活性化に
5. 人材育成 自衛隊のノウハウは、会社での人材育成の参考になる

即応予備自衛官を雇用する企業様に対しては、雇用に伴う負担に報いるとともに、即応予備自衛官が安心して訓練及び災害等招集に出頭できる環境を整えて頂くため一定の支給要件が満たされていれば、**即応予備自衛官雇用企業給付金**を給付できる制度を設けています。

【1人あたり月額】
42,500円
(年間510,000円)支給
※年4回(3ヶ月分毎)に分けて振込で支給

3 雇用企業主等訓練研修等の実施

予備自衛官等雇用企業主様等による部隊研修や訓練研修等を実施し、予備自衛官等制度に対する一層の理解及び協力の促進を図っております。

予備自衛官等雇用企業を支える各種制度

雇用時の支援 1

安心して雇用できる!



即応予備自衛官雇用企業給付金

即応予備自衛官が訓練および災害等招集にいつでも出頭できる環境を整えていただくために、雇用企業(即応予備自衛官を雇用する法人その他の団体および自家営業主)に給付金が支払われます。



支給要件は?*

- 1 即応予備自衛官との間に次のいずれにも該当する雇用関係を有していること。
 - 1週間の所定労働時間が30時間以上であること
 - 1年以上引き続き雇用されることが見込まれること
- 2 即応予備自衛官が招集訓練及び災害等招集に応じる期間を特別休暇、勤務免除扱いとする等の措置を講ずることによって、人事考課上不利な取扱をしないこと。
- 3 即応予備自衛官を雇用する企業等内において、即応予備自衛官制度等の周知に努めていただくこと。

※1 申請を受けた月から、支払の対象となります。 ※2 支給要件を満たさなかった場合には支給されません。

支給要件の確認要領は?

- 1 支給要件を確認するため、申請時において所要の書類を提出していただきます。
 - 雇用保険被保険者証、雇用契約書、雇入通知書、就業規則又は賃金台帳等の写し
 - 休暇措置等を確認し得る書類又はその写し
- 2 地方協力本部担当者が、支給要件の確認をさせていただきます。

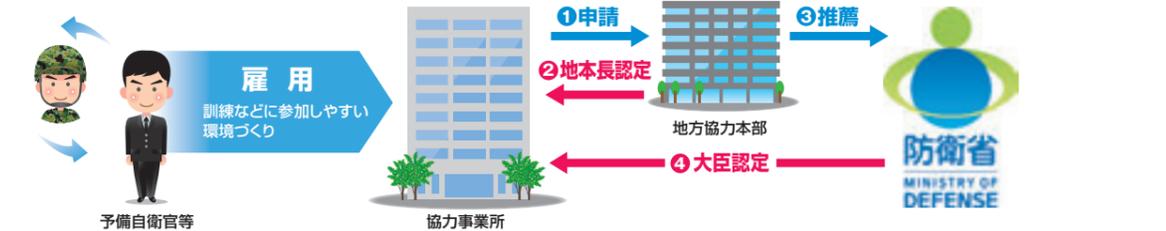
雇用時の支援 2

企業の社会貢献を国が認定!



予備自衛官等協力事業所表示制度

事業所が予備自衛官等の雇用を通じ、社会貢献を果たしていることを防衛省として認定・称揚することで制度に対する社会的な関心・理解を深め、同制度の円滑な運営に資することを目的とした制度です。



協力事業所の認定を受けるには

予備自衛官等協力事業所には、地本長認定協力事業所と大臣認定協力事業所の2種類があります。

●地本長認定協力事業所

申請のあった事業所の中から、即応予備自衛官、予備自衛官及び予備自衛官補の人数や継続的な任用、訓練参加への配慮を考慮し、地方協力本部長が認定します。認定は、即応予備自衛官又は予備自衛官が雇用されている事業所(1任期目の予備自衛官が1人のみ雇用されている事業所を除きます)から行います。

●大臣認定協力事業所

地本長認定協力事業所の中から、国の防衛への協力において顕著な功績があると認められる事業所について、地方協力本部長の推薦により、防衛大臣が認定します。

認定の有効期間、延長、失効及び取消しについて

●認定の有効期間

予備自衛官等協力事業所の有効期間は、3年となります。有効期間が満了する前に予備自衛官等の雇用状況を確認し、基準を満たしている場合には、有効期間は満了日の翌日から3年延長されます。

●認定の失効

認定の有効期間が延長されなかった場合には、当該認定は有効期間の末尾の翌日にその効力を失います。

※有効期間の猶予期間について

有効期間満了前の確認により協力事業所としての基準を満たされていない場合、失効までに1年間の猶予期間を設けています。猶予期間が満了する際に、再度雇用状況等を確認し、予備自衛官等協力事業所としての基準を満たしていた場合には、通って認定が延長されます。

●認定の取消し

虚偽の申請により認定がなされていたときなど予備自衛官等協力事業所として認定することが適当でないと思われるときは、認定を取り消します。

平常時の支援

いつ招集？
期間は？



雇用主に対する情報提供制度

予備自衛官または即応予備自衛官である者の雇用主の理解と協力を得ることを目的とし、防衛省・自衛隊から雇用主に対し、その被用者である予備自衛官等に係る訓練招集の予定期間その他の情報を提供する制度です。

新たな情報提供制度の活用

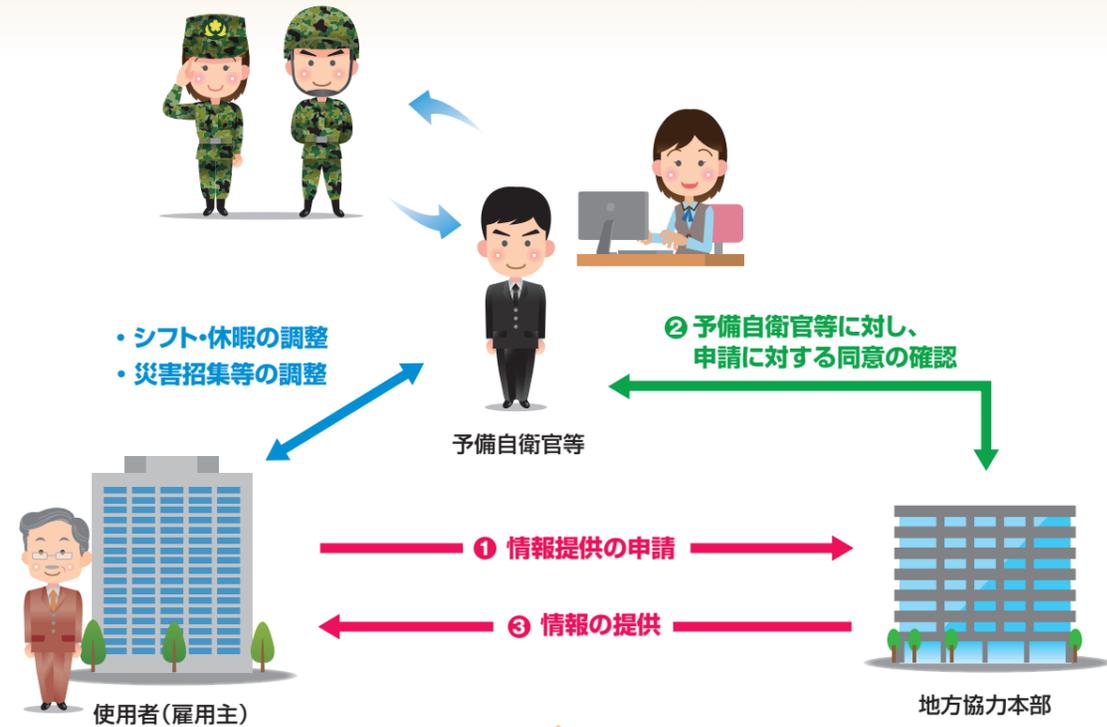
訓練招集時

従業員である複数の予備自衛官等が同時に訓練で抜けないよう調整

実運用[※]での招集時

- 予備自衛官等を複数雇用している雇用主とのローテーションの調整
- 招集予定期間等を事前にお知らせすることで、招集に対する理解を雇用主から得られる
- 被災した地元と遠方に振り分けての招集

※実運用とは、招集区分のうち訓練招以外の招集をいう。



提供する主な情報(自衛隊法施行規則第86条の4)

訓練招集に関して

参加可能な招集訓練の日程、訓練内容、実施場所等

実運用での招集に関して

招集され自衛官となる期間の見通し等

実運用及び訓練招集に関して

招集中に負傷した場合には、負傷の程度や処置状況等

招集時の支援

もしもの時の
負担をサポート



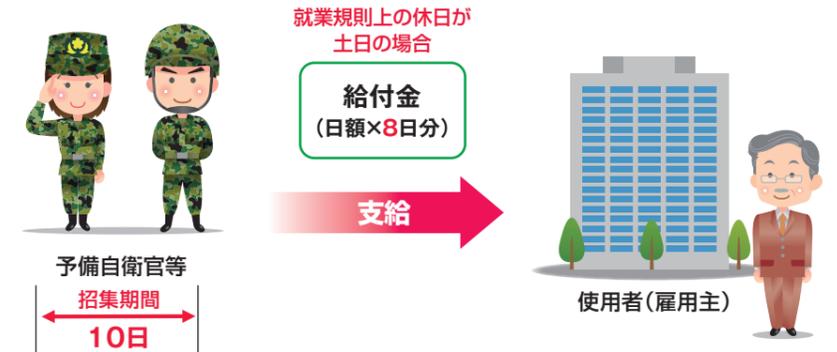
雇用企業協力確保給付金

予備自衛官または即応予備自衛官が、防衛出動・国民保護等派遣、災害派遣等に招集されたことで、平素の勤務先を離れざるを得なくなった場合、その職務に対する理解と協力の確保に資するための給付金を支給します。

給付対象となるケース①

防衛出動、国民保護等派遣、災害派遣等のため招集に応じ平素の勤務先を離れた場合

予備自衛官又は即応予備自衛官である従業員が10日間招集された場合(就業規則における休日は除く)

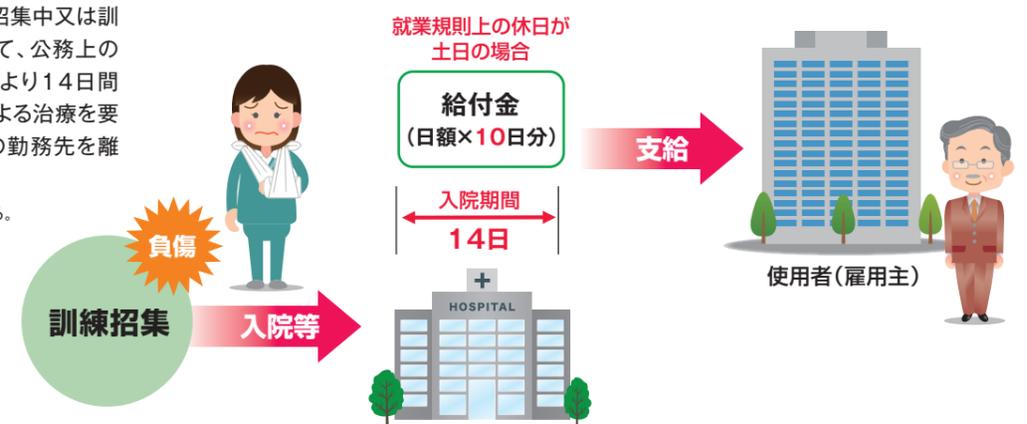


給付対象となるケース②

招集中における公務上の負傷又は疾病により平素の勤務先を離れた場合

上記①のための招集中又は訓練招集中において、公務上の負傷又は疾病により14日間(※)の入院等による治療を要するため、平素の勤務先を離れた場合

(※)上限を90日とする。



給付額

予備自衛官等である従業員が、平素の勤務先における事業に従事することができなかった日数

×

日額 34,000円

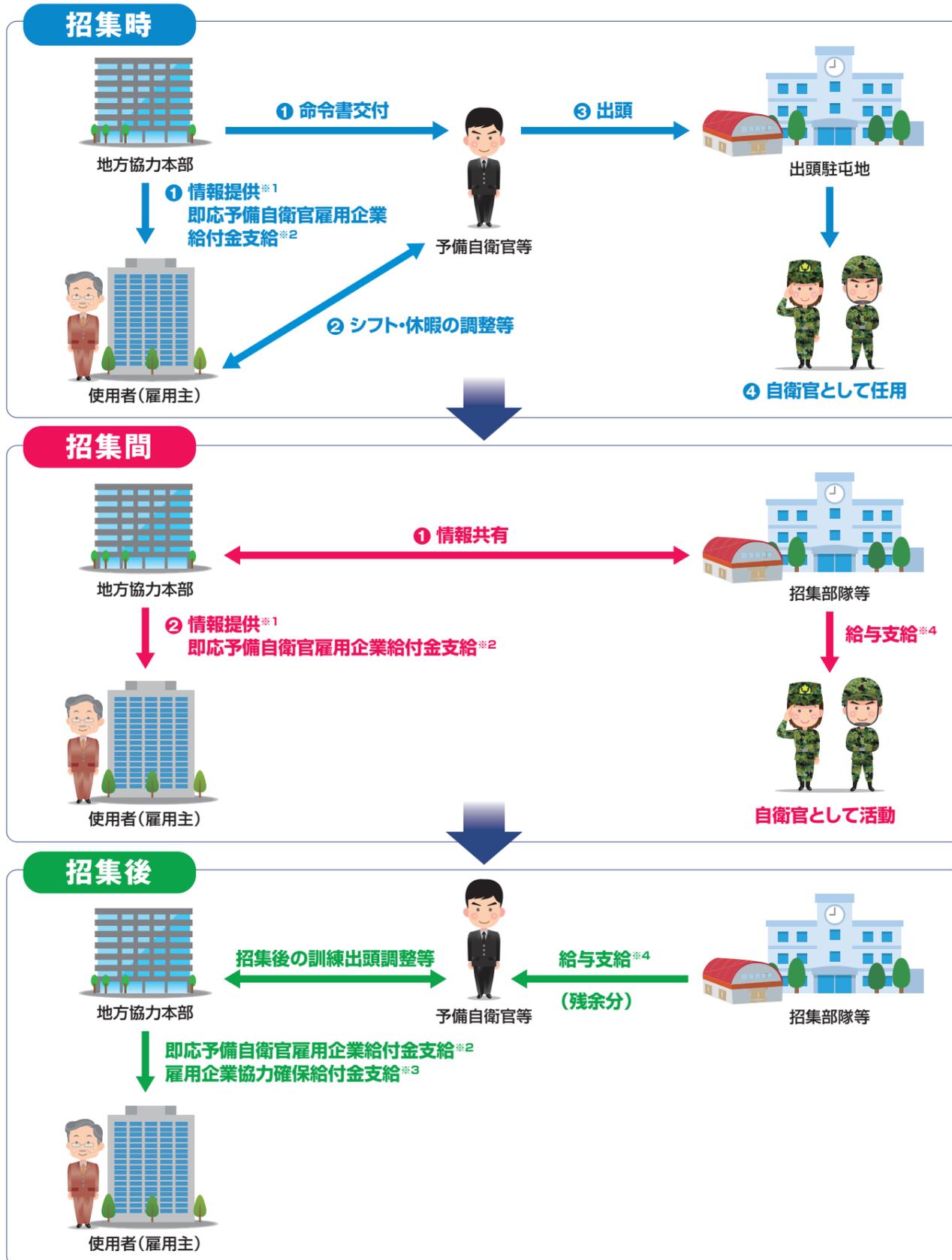
※就業規則における休日は除く。

支給対象者について

予備自衛官又は即応予備自衛官を雇用する法人その他団体及び個人事業主(国、地方公共団体及び公共団体は除く)

※予備自衛官又は即応予備自衛官が個人事業主の場合は、支給対象とはなりません。

実運用での招集のイメージ



※1 招集に関する情報を受けるためには、事前に情報提供制度への申請が必要です。
 ※2 即応予備自衛官雇用企業給付金の支給を受けるためには、被雇用者が即応予備自衛官であり、かつ、事前に支給の申請が必要です。
 ※3 雇用企業協力確保給付金の支給を受けるためには、事前に支給の申請が必要です。
 ※4 実運用での招集間の給与は、自衛官としての給与が支給されます。適切な給与算定のためには、在職証明書等の提出が必要です。

自衛隊地方協力本部所在一覧

地方協力本部	郵便番号	所在地	電話番号	WEBサイト
札幌	060-8542	札幌市中央区北4条西15丁目1	011(631)5474	http://www.mod.go.jp/pco/sapporo/
函館	042-0934	函館市広野町6-25	0138(53)6241	http://www.mod.go.jp/pco/hakodate/
旭川	070-0902	旭川市春光町国有無番地	0166(59)1002	http://www.mod.go.jp/pco/asahikawa/
帯広	080-0024	帯広市西14条南14丁目4	0155(27)0822	http://www.mod.go.jp/pco/obihiro/
青森	030-0861	青森市長島1丁目3-5 青森第2合同庁舎2F	017(776)1594	http://www.mod.go.jp/pco/aomori/
岩手	020-0023	盛岡市内丸7番25号盛岡合同庁舎2F	019(623)3236	http://www.mod.go.jp/pco/iwate/
宮城	983-0842	仙台市宮城野区五輪1丁目3-15 仙台第3合同庁舎1F	022(295)2611	http://www.mod.go.jp/pco/miyagi/
秋田	010-0951	秋田市山王4丁目3-34	018(823)5404	http://www.mod.go.jp/pco/akita/
山形	990-0041	山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎1-2F	023(622)0711	http://www.mod.go.jp/pco/yamagata/
福島	960-8162	福島市南町86	024(546)1920	http://www.mod.go.jp/pco/fukushima/
茨城	310-0011	水戸市三の丸3丁目11-9	029(231)3317	http://www.mod.go.jp/pco/ibaraki/
栃木	320-0043	宇都宮市桜5丁目1-13 宇都宮地方合同庁舎2F	028(634)3385	http://www.mod.go.jp/pco/tochigi/
群馬	371-0805	前橋市南町3丁目64-12	027(221)4471	http://www.mod.go.jp/pco/gunma/
埼玉	330-0061	さいたま市浦和区常盤4丁目11-15 浦和地方合同庁舎3F	048(831)6043	http://www.mod.go.jp/pco/saitama/
千葉	263-0021	千葉市稲毛区轟町1丁目1-17	043(251)7151	http://www.mod.go.jp/pco/chiba/
東京	162-8850	新宿区市谷本村町10-1	03(3235)5560	http://www.mod.go.jp/pco/tokyo/
神奈川	231-0023	横浜市中区山下町253-2	045(662)9475	http://www.mod.go.jp/pco/kanagawa/
新潟	950-8627	新潟市中央区美咲町1丁目1-1 新潟美咲合同庁舎1号館7F	025(285)0515	http://www.mod.go.jp/pco/niigata/
山梨	400-0031	甲府市丸の内1丁目1番18号 甲府地方合同庁舎2F	055(253)1591	http://www.mod.go.jp/pco/yamanashi/
長野	380-0846	長野市旭町1108 長野第2合同庁舎1F	026(233)2108	http://www.mod.go.jp/pco/nagano/
静岡	420-0821	静岡市葵区袖木366	054(261)3151	http://www.mod.go.jp/pco/sizuoka/
富山	930-0856	富山市牛島新町6-24	076(441)3271	http://www.mod.go.jp/pco/toyama/
石川	921-8506	金沢市新神田4丁目3-10 金沢新神田合同庁舎内3F	076(291)6215	http://www.mod.go.jp/pco/ishikawa/
福井	910-0019	福井市春山1丁目1-54 福井春山合同庁舎10F	0776(23)1910	http://www.mod.go.jp/pco/fukui/
岐阜	502-0817	岐阜市長良福光2675-3	058(232)5191	http://www.mod.go.jp/pco/gifu/
愛知	454-0003	名古屋市中川区松重町3-41	052(331)6266	http://www.mod.go.jp/pco/aichi/
三重	514-0003	津市桜橋1丁目91	059(225)0531	http://www.mod.go.jp/pco/mie/
滋賀	520-0044	大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎5F	077(524)6446	http://www.mod.go.jp/pco/shiga/
京都	604-8482	京都市中京区西ノ京笠殿町38 京都地方合同庁舎3F	075(803)0820	http://www.mod.go.jp/pco/kyoto/
大阪	540-0008	大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎2号館3F	06(6942)0542	http://www.mod.go.jp/pco/osaka/
兵庫	651-0073	神戸市中央区脇浜海岸通1-4-3 神戸防災合同庁舎4F	078(261)9779	http://www.mod.go.jp/pco/hyogo/
奈良	630-8301	奈良市高畑町552 奈良第2地方合同庁舎1F	0742(23)7001	http://www.mod.go.jp/pco/nara/
和歌山	640-8287	和歌山市築港1丁目14-6	073(422)5116	http://www.mod.go.jp/pco/wakayama/
鳥取	680-0845	鳥取市富安2-89-4 鳥取第1地方合同庁舎6F	0857(23)2251	http://www.mod.go.jp/pco/tottori/
島根	690-0841	松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎4F	0852(21)0015	http://www.mod.go.jp/pco/shimane/
岡山	700-8517	岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎2F	086(226)0361	http://www.mod.go.jp/pco/okayama/
広島	730-0012	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館6F	082(221)2957	http://www.mod.go.jp/pco/hiroshima/
山口	753-0092	山口市八幡馬場814	083(922)2325	http://www.mod.go.jp/pco/yamaguchi/
徳島	770-0941	徳島市万代町3-5 徳島第2地方合同庁舎5F	088(623)2220	http://www.mod.go.jp/pco/tokushima/
香川	760-0062	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館2F	087(823)9206	http://www.mod.go.jp/pco/kagawa/
愛媛	790-0003	松山市三番町8丁目352-1	089(941)8381	http://www.mod.go.jp/pco/ehime/
高知	780-0061	高知市栄田町2-2-10 高知よさこい咲都合同庁舎6F	088(822)6128	http://www.mod.go.jp/pco/kochi/
福岡	812-0878	福岡市博多区竹丘町1丁目12番	092(584)1881	http://www.mod.go.jp/pco/fukuoka/
佐賀	840-0047	佐賀市与賀町2-18	0952(24)2291	http://www.mod.go.jp/pco/saga/
長崎	850-0862	長崎市出島町2-25 防衛省合同庁舎2F	095(826)8844	http://www.mod.go.jp/pco/nagasaki/
大分	870-0016	大分市新川町2丁目1番36号 大分合同庁舎内	097(536)6271	http://www.mod.go.jp/pco/oita/
熊本	860-0047	熊本市西区春日2丁目10-1 熊本地方合同庁舎B棟3F	096(297)2050	http://www.mod.go.jp/pco/kumamoto/
宮崎	880-0901	宮崎市東大淀2丁目1-39	0985(53)2643	http://www.mod.go.jp/pco/miyazaki/
鹿児島	890-8541	鹿児島市東郡元町4-1 鹿児島第2地方合同庁舎1F	099(253)8920	http://www.mod.go.jp/pco/kagoshima/
沖縄	900-0016	那覇市前島3丁目24-3-1	098(866)5457	http://www.mod.go.jp/pco/okinawa/

※予備自衛官等制度でご不明な点は、最寄りの自衛隊地方協力本部へお問い合わせください。また、「予備自衛官等制度ウェブサイト」も是非ご覧ください。